

美浜発電所の状況について



基準地震動の策定に係る審査について

令和2年12月16日
原子力規制委員会

1. 基準地震動の策定に係る審査の基本的考え方

- 基準地震動の策定に係る審査は、設置許可基準規則及びその解釈に適合するかどうかを地震ガイドを参照しながら行うものであり、基準地震動が、地震動評価に大きな影響を与えられとされる不確かさを考慮して適切に策定されていることを、地震学及び地震工学的見地に基づく総合的な観点から判断している。
- この基準地震動の策定過程において用いられる地震モーメントは、経験式を用いて求められることがある。複雑な自然現象の観測データにはばらつきが存在するのは当然であり、経験式とは、観測データに基づいて複数の物理量等の相関を式として表現するものである。
- 内陸地殻内地震の地震動評価で一般的に用いられている経験式は、入倉・三宅式である。同式は、震源断層面積と地震モーメントとの関係を一次的に示す経験式であり、強震動予測レシビを構成する関係式の一つである。強震動予測レシビを用いて地震動評価を行う場合には、強震動予測レシビに示された関係式及び手順に基づいて行っていることを審査で確認している。また、その際、強震動予測レシビに示されていない方法をとる場合には、その方法に十分な科学的根拠を要する。
- 審査では、入倉・三宅式を用いて地震モーメントを計算する際、式の基となった観測データのばらつきを反映して計算結果に数値を上乗せする方法は用いていない。このような方法は、強震動予測レシビで示された方法ではなく、かつ、このような方法の科学的根拠を承知していないからである。
- 基準地震動の策定に係る審査においては、以上のような考え方により、総合的な観点から、基準地震動の妥当性を判断することとしている。

2. 大飯発電所の基準地震動の策定に係る審査

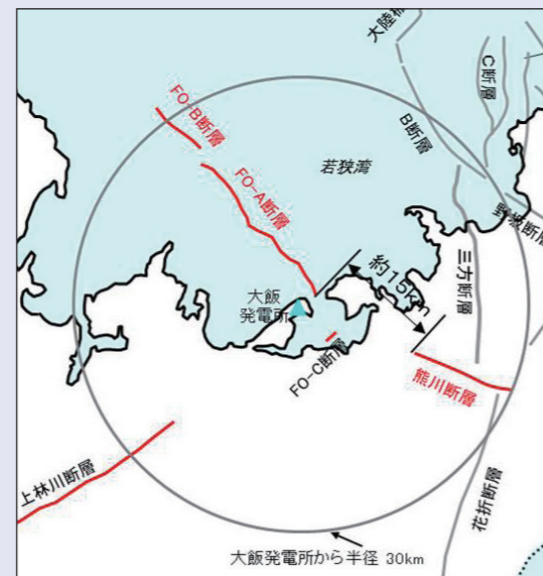
- 大飯発電所の基準地震動（「FO-A～FO-B～熊川断層による地震」の地震動評価）の策定に係る審査においては、基準地震動が、1.に示した基本的考え方に基づき、敷地及び敷地周辺の地域的な特性を踏まえて、地震学及び地震工学的見地に基づく総合的な観点から不確かさを十分に考慮して策定されていることを確認し、妥当なものであると判断している。
- 具体的には、震源断層面積の設定にあたっては、「FO-A～FO-B断層」と「熊川断層」との間には、約15kmの離隔があるものの、敷地の前面に位置しており連動させた場合に地震動評価への影響が大きいため、連動を考慮して震源断層の長さを保守的に設定していること、震源断層の上端・下端から求まる震源断層幅も保守的に設定していることを確認している。入倉・三宅式を適用して求められた「FO-A～FO-B～熊川断層による地震」の地震モーメントは、その結果、十分に保守的なものとなっている。
- この地震モーメントを用いた基本ケースの地震動評価においては、地震動評価に大きく影響するアスペリティを断層浅部に設定していること、さらに不確かさケースとして、短周期の地震動レベルを1.5倍としたケース、断層傾斜角の不確かさに伴い地震モーメントが大きくなるケース、断層が敷地の極近傍に位置することを踏まえ不確かさを重畳させたケース等を設定していることなど、各種の不確かさを十分に反映した地震動評価を行っていることを確認している。

出典：第45回原子力規制委員会（令和2年12月16日開催）で審議され、公表された資料より抜粋

【参考】大飯発電所3・4号炉の基準地震動

出典：第198回福井県原子力環境安全管理協議会（平成29年3月27日開催）資料より抜粋

- ◆大飯の地下構造の調査等に基づき、断層上端深さを申請当初の4kmより浅い3kmで評価。
- ◆敷地の前面に存在するFO-A～FO-B断層と熊川断層の間に断層の有無が不明瞭な区間が相当あり、連動破壊を否定することは難しいことから、敷地に与える影響が大きくなるよう、申請当初のFO-A～FO-B断層の2連動（断層長さ35.3km、マグニチュード7.4）ではなく、熊川断層の連動も考慮した3連動（断層長さ63.4km、マグニチュード7.8）を基本ケースとして評価。
- ◆基本ケースに加え、短周期の地震動レベルなどの不確かさを考慮したケースを設定し評価。さらに、震源が敷地の極近傍に位置することから、短周期の地震動レベルの不確かさと破壊伝播速度の不確かさを重畳するケースを設定し、評価。



（出典：関西電力説明資料に追加修正）

原子力規制委員会では、不確かさを十分に考慮して、保守的に策定されていることを確認し、基準地震動の策定に係る審査が妥当なものであると判断しています。

町議会が美浜発電所3号機の再稼働に同意

12月18日、町議会は全員協議会で美浜発電所3号機の再稼働について同意を決定し、同日、竹仲議長から戸嶋町長へ議会同意が報告されました。

美浜発電所3号機では、福島第一原子力発電所事故を踏まえて定められた新規制基準に適合するための安全性向上対策工事が9月18日に完了しており、10月16日には、国から町に再稼働に対する理解と協力について要請を受けています。

このことから町では、再稼働の是非について判断するため、10月19日の町議会臨時会において、議会での審議を依頼しました。これを受けて、町議会では、経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、内閣府及び



↑竹仲議長（右）から報告書を受け取る戸嶋町長（左）

関西電力から説明を受け、勉強会や意見交換会を実施するとともに、美浜発電所の現地視察を実施し、再稼働についての協議を進めてきました。

これらの協議内容を踏まえて、12月町議会定例会において、再稼働を求める請願を採択するとともに、再稼働に伴う国への要望をまとめた意見書案について可決しました。

意見書案の可決に伴い、竹仲議長や議会原子力発電所特別委員会の川畑委員長らが、経済産業省や内閣府を訪れ、発電所の安全確保や防災体制の強化、立地地域振興等について要請しました。

その後、国からの回答を全員協議会で報告した上で再稼働について協議し、同意が決定されました。

大飯発電所の設置変更許可に係る大阪地裁判決について

12月4日に、大阪地方裁判所において「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」とおり経験式が有するばらつきを考慮して、これに基づき算出された地震モーメントの値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について検討していない」として、大飯3・4号機の設置変更許可を取り消す判決が出されました。

この判決を受けて、原子力規制委員会では「基準地震動の策定に係る審査においては、基準地震動が敷地及び敷地周辺の地域的な特性を踏まえて、地震学及び地震工学的見地に基づく総合的な観点から不確かさを十分に考慮して策定されていることを確認し、妥当なものであると判断している」とする見解を示しました。国側は、12月17日に裁判所の判断に受け容れ難い点があるとして控訴をしています。

また、町では、12月18日に原子力規制庁の山本哲也地域原子力安全調整官から判決内容や同庁の審査に係る考え方等について説明を受け、不確かさを十分に考慮した、より厳しい条件での審査が実施されており、耐震基準の安全性に問題は無いと理解しています。

原子力規制委員会の見解については、次のとおりです。

飼育ルール・マナーを守って ペットとの幸せな暮らしを

犬や猫等のペットは、家族の一員として私たちの生活に多くの安らぎと潤いを与えてくれます。しかしその一方で、ペットに関するさまざまなトラブルも多く発生しています。

今回は、ペットと人が快適な環境で暮らし、一生を幸せに過ごすために守るべき飼育ルール・マナーについてご紹介します。

必ず守ろう飼育ルール・マナー

■ 飼い犬の登録・予防注射を忘れずに

犬を飼い始めたら、必ず役場で登録手続きを行い鑑札の交付を受けてください。また、狂犬病予防注射についても、年1回必ず受けてください。
※ 飼い犬が死亡した場合や登録事項に変更があった場合も、町へ届け出てください。



■ 犬の放し飼いはやめましょう

犬は、柵やおり等のしっかりとした囲いの中やつないで飼うことが義務づけられています。また、散歩についても、不慮の事故を防止するためにリードを引いて行いましょう。

■ 猫は家の中で飼育しましょう

病気や迷子、交通事故、近隣住民の家や庭への侵入等を防ぐため、飼い猫は室内で飼育しましょう。また、みだりに繁殖することを防ぐため、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

■ 迷子札をつけましょう

迷子になったときのために、名札や犬の鑑札、マイクロチップ等を装着して、誰が飼い主であるかをわかるようにしましょう。



■ 犬のふんは必ず持ち帰りましょう

自宅で排せつをさせてから散歩に出かけましょう。また、シャベルや袋、水入りのペットボトルを持っていき、ふんは必ず持ち帰り、尿は洗い流しましょう。ふんが落ちていない美しい町は、みんなの願いです。誰もが住みよい町をつくりましょう。

■ 最後まで責任を持って飼いましょう！

飼えなくなった動物を「誰かが拾ってくれるだろう」という安易な気持ちで捨ててはいけません。犬や猫等の動物を捨てた人には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。

また、捨てられた動物は野良犬や野良猫となり、交通事故やごみ漁り、繁殖による増加等、さまざまな問題を引き起こします。その結果、周辺住民に被害が及び、人と動物がともに不幸になってしまいます。

こうした事態を避けるためにも、犬や猫等の動物を飼うときは、家族の一員として最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

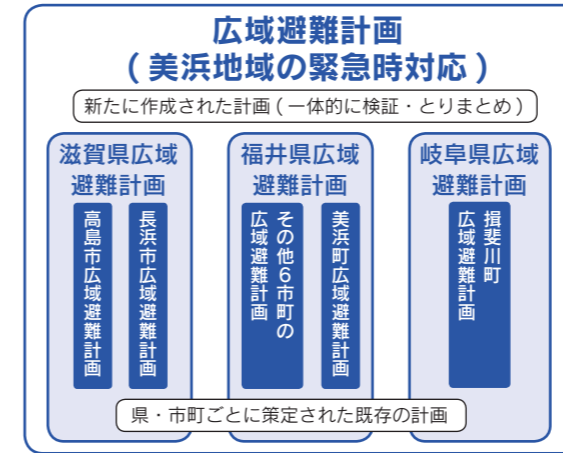


【お問い合わせ先】

県動物愛護センター嶺南支所 ☎22-3747 (二州健康福祉センター内)
町住民環境課(担当・山口) ☎32-6703

美浜の環境

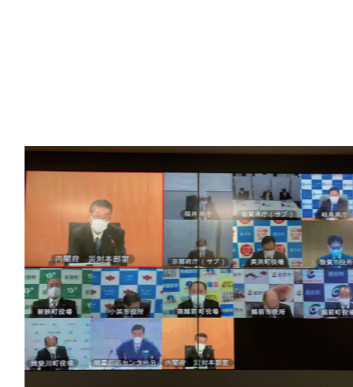
シリーズ135 environment



美浜発電所での事故を想定した広域避難計画が、1月5日に開催された国の福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめられ、同月8日に官邸で開かれた原子力防災会議(議長・菅義偉内閣総理大臣)により了承されました。

広域避難計画は、原子力災害時に屋内退避や避難等の防護措置が必要となる30km圏内の地域として、福井、滋賀、岐阜の3県10市町の住民、約27万9千人を対象としています。

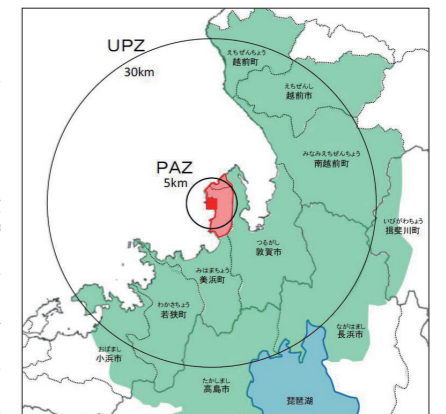
これまでも、県や町において避難計画が策定されてきましたが、今回は30km圏全域を一体的に検証し、国が取りまとめた計画となっています。



↑テレビ会議を活用して開催された協議会(提供 内閣府)

5日に開催された協議会は、関係機関をテレビ会議でつないで行われました。協議会には、戸嶋町長をはじめとした対象市町の首長等もオブザーバーとして参加し、計画に対応できる避難道路の整備等、計画策定について意見を述べました。

福井エリア地域原子力防災協議会は、内閣府や関係省庁、3県等で構成され、計画内容の検討を続けてきました。



↑美浜発電所から半径30km圏内の市町

【広域避難計画の主な内容】

- ・原子力災害時の屋内退避、避難等の防護措置の手順
- ・住民への情報伝達体制
- ・30km圏内市町の広域避難先、避難経路、移動手段
- ・避難行動要支援者、福祉施設入所者等の防護措置
- ・安定ヨウ素剤の配布方法や避難退域時検査(スクリーニング)の候補地の選定
- ・自然災害等の複合災害を想定した防護措置
- ・新型コロナウイルス等、感染症流行下での防護措置

【美浜町の広域避難先】

■ 避難先市町の決定

避難先市町については、事故発生時の状況(放射性物質放出時の風向きや道路状況等)により決定されます。

■ 避難先の多重確保

複合災害等により両市町への避難が困難となった場合は、国及び県が代替の避難先を確保します。(県内または関西圏の自治体)



計画では、おおい町と大野市を町の広域避難先としており、町内地区や福祉施設ごとの避難先施設や避難経路、避難手段のほか、直ちに避難することが困難な避難行動要支援者の防護措置についても定められています。

今後は、本計画の住民への周知や原子力防災訓練の実施により、計画の実行性を検証しながら、継続的に計画の充実・強化を図っていきます。

美浜発電所での事故に備えた広域避難計画(美浜地域の緊急時対応)を策定

病気等の子どもの預け先にお困りの方 病児・病後児保育施設をご利用ください



病児・病後児保育施設は、子どもの急な体調の変化やケガ等を理由に仕事を休めない保護者のために、かかりつけ医の診断により、子どもを一時的に預かり、その症状に応じた保育を行う施設です。

病気等の子どもの預け先にお困りの際は、敦賀市立敦賀病院東側に併設する敦賀市病児・病後児保育施設「はぴけあ」を、ぜひご利用ください。

- **施設概要**
敦賀市病児・病後児保育施設「はぴけあ」
(敦賀市三島町1丁目4-24、市立敦賀病院東側)
- **利用日時** 平日(月～金曜日) 午前8時～午後6時
- **対象児童**
病気または病気の回復期にある、町内在住の0歳(6カ月児)から小学校6年生までの子ども
- **対象疾患**
発熱や消化不良症等、子どもが日常にかかる疾患、水痘や風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患、骨折等の外傷性疾患等
※個別の症状によっては、預かりをお断りする場合があります。

- **利用料金** 1日2,000円 / 半日1,000円
※生活保護世帯、住民税非課税世帯、第3子以降の登録者、ひとり親世帯の場合は、利用料金が免除されます。
- **利用手続き**
①利用する日の前日または当日にかかりつけ医を受診し、診療情報提供書を記入してもらいます。
②事前に電話またはホームページから施設を予約します。
③利用日当日、施設に備え付けの申込書と診療情報提供書を施設に提出します。

【予約連絡先】
☎ 23-2723
URL: <https://hapticare.byoujiyoyaku.com>



QRコード

※お問い合わせ先 町健康福祉課(担当・北澤) ☎32-6704

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を働いている世代みんなで支え合おうという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。



国民年金のポイント

- **将来の大きな支えになります**
国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- **年金は老後のためだけのものではありません**
国民年金には、65歳から受け取りできる老齢年金のほか、若い方でも万が一のときに受け取り可能な「障害年金」や「遺族年金」があります。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

● **学生納付特例制度とは**
学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

● **納付猶予制度とは**
学生でない50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※お問い合わせ先 日本年金機構敦賀年金事務所 ☎23-9904
町住民環境課(担当・石井) ☎32-6703

「ノーメディアター」には「ノーメディアター」とは、テレビやインターネット、ゲーム等、メディアの情報を一時的に切り離す日や子どもたちの心を穏やかな心にし、リセットするための取り組みです。町では、人権教育研究会生活指導部が主体となって、町内の小・中学校や保育園が取り組みを実施しています。

ご家族みんなでノーメディアターの取り組みにご協力ください。

（問）人権教育研究会(美浜西小学校)
(担当・知場) ☎32-0122



「ノーメディアター」にご協力ください

町内のエネルギー関連施設が 国の「次世代エネルギーパーク」に認定されました

令和2年10月に県が申請した経済産業省資源エネルギー庁の「次世代エネルギーパーク」に、「きいばす」や「若狭美浜インター産業団地太陽光発電所」等の町内5施設を含む嶺南地域のさまざまなエネルギー関連施設の集積が認定されました。今後、県では教育旅行や家族旅行の誘致につなげるため、観光資源を組み合わせた周遊ルートづくりを進める予定です。

■ 次世代エネルギーパークとは

次世代エネルギーパークとは、再生可能エネルギーや水素等の次世代エネルギーを実際に見て触れる機会を増やすことにより、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方について理解を深めることを目的とした計画を経済産業省資源エネルギー庁が認定するものです。

平成19年度から令和元年度までに、全国で64件が認定されており、今年度認定された2件を合わせて全国で66件となりました。

■ 認定名称

若狭湾次世代エネルギーパーク

■ 町内の認定施設

- ・エネルギー環境教育体験館きいばす(丹生)
- ・若狭美浜インター産業団地太陽光発電所(山上)
- ・VPP・シェアEVステーション(松原)
- ・福井県園芸体験施設 園芸LABOの丘(久々子)
- ・美浜原子力PRセンター(丹生)

※その他、嶺南5市町で17施設が認定



きいばす(丹生)



太陽光発電所(山上)



シェアEVステーション(松原)

※お問い合わせ先 県電源地域振興課 ☎0776-20-0230
町エネルギー政策課(担当・山野) ☎32-6716



防災情報伝達システムを用いた全国一斉の

緊急情報の伝達試験を実施します

実施日時	情報伝達手段	放送内容
2月17日(水) 午前11時頃	屋外拡声子局 及び 戸別受信機	<チャイム> 「これは、Jアラートのテストです。」(3回) こちらは、防災美浜町です。<チャイム>

注)当日は、美浜町以外の地域でも、全国一斉に伝達試験が実施されます。

※お問い合わせ先 町エネルギー政策課 防災・原子力対策室(担当・田村) ☎32-6716